事業名	南三陸材利用促進事業
事業主体	南三陸町

対象者	☑ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☑ 事業者		
対象工事	☑ 新築(建設)		☑ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☑ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	森林整備の加速化と森林資源を活用した林業・木材産業に係る地域産業の再生を図るため、地元材を使用した住宅、事務所等を新築または改築する個人または事業者に対し、木材費用の一部として補助金を交付するもの。	
補助対象要件	(1) 町内木材住宅等の建設を行うこと。 (2) 木造住宅等を新築する場合にあっては、５立方メートル以上の地元材を使用し、木造住宅等を増築または改築する場合にあっては、２立方メートル以上の地元材を使用すること。 (3) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）における建築工事届の提出をすませていること。 (4) 町税等の滞納がないこと。	
補助金額等	地元材使用材積	補 助 金
	使用した地元材の材積１㎥につき	５０，０００円／戸
	上限 ５００，０００円／戸	
補助申請期間	毎年度４月１日から３月３１日まで	
その他	南三陸町役場 農林水産課窓口において申請書類を配布しています。 ※ご不明な点は問い合わせ先までご連絡ください。	
ホームページ	http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/7,16959,39,197,html	
お問合せ先	南三陸町 農林水産課 農林業振興係 ０２２６－４６－１３７８	

事業名	南三陸町東日本大震災に係る被災者住宅再建支援事業補助金
事業主体	南三陸町

対象者	☑ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☑ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☑ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☑ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	東日本大震災で住宅に半壊以上の被害を受けて、新たに住宅を建設又は購入する方を対象に住宅再建に係る費用を助成する。（平成２５年８月より補助額等の支援内容の見直しを行った。）
補助対象要件	平成２３年３月１２日以後において、被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）第３条に基づく被災者生活再建支援金（加算支援金に限る。以下「生活再建支援金加算支援金」という。）及び災害救助法に基づく住宅の応急修理制度以外の制度を利用せずに、町内で移転住宅の建設又は購入をした者
補助金額等	建物・土地取得費用　上限１５０万円／戸
補助申請期間	対象期間：令和７年3月31日まで 受付開始：平成24年9月1日
その他	ご不明な点は問い合わせ先までご連絡ください。
ホームページ	
お問合せ先	南三陸町　建設課　営繕係　０２２６－４６－１３７７

事業名	南三陸町住宅用太陽光発電システム普及促進事業
事業主体	南三陸町

対象者	☑ 個人(持ち家)			☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☑ 新築(建設)			☑ 改修・増築		☑ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☑ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	東日本大震災で住宅に半壊以上の被害を受けて、新たに住宅を建設又は購入する方を対象に住宅再建に係る費用を助成する。（平成２５年８月より補助額等の支援内容の見直しを行った。）
補助対象要件	1. 住宅に太陽光発電システムを設置し、電力会社と売電ができる契約を結ぶ個人 2. すべての町税等に未納がないこと 3. 実績報告時に、太陽光発電システムを設置した住宅の所在地に住民基本台帳の登録があること
補助金額等	１ｋｗあたり３万円を乗じた額（上限１２万円）
補助申請期間	令和６年４月１日から令和７年3月３１日まで
その他	・南三陸町役場　環境対策課窓口において申請書類を配布しています。 ・「南三陸町ホームページ」⇒「くらしの情報」⇒「生活環境」⇒「住宅用太陽光発電システム普及促進事業」 ※ご不明な点は問い合わせ先までご連絡ください。
ホームページ	http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/7,0,35,299,html
お問合せ先	南三陸町　環境対策課　環境政策係　０２２６－４６－５５２８